

Title	五車一得(其二)
Sub Title	
Author	中島, 竊(Nakajima, Sho)
Publisher	三田史学会
Publication year	1929
Jtitle	史学 Vol.8, No.1 (1929. 3) ,p.127- 141
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19290300-0127">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19290300-0127</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 五車一得 (其二)

## 古代金銀の用途

金銀の震旦に發見せられしは、未だ其の權輿を説きたる本文を見ざれば、明確に其の何の代に起りたるを知悉する事能はず、されど其上古草昧の際に在りしは、殆ど疑ふべき餘地を存せず、唯其貢賦として、書籍に記し、世に流布せられしが、禹貢より以後なるのみ。禹貢には明かに、金三品あり、鏐鐵銀鏤あり、何人をして之を解せしむとも、金銀二品を、此語中より取り除けしむる事能はざるべし。蓋是より以前は、所謂藏<sub>二</sub>金於山<sub>一</sub>、藏<sub>二</sub>珠於淵<sub>一</sub>(莊子)といふ質實簡素の時代にして、金銀は飢ても食ふ可らず、寒えても衣る可らず、目前必需の品ならねば、當時人々唯當用の物を索むるに急にして、未ださしも不急の資を取るの暇あ

らず、よしや暇ありとも、尋ねて取らんとせず、あさりて探らんとせず、棄てし顧みず、置て問はず、道に遺ちたりとて拾はんとせず、拾ひたりとて食らん心も起らず。かゝる無慾淡泊の世の中には、金銀ありとて何の用にかはせん、是當時金銀山の開鑿せられざりし所以なり。然れども其の光彩燦爛たるは、何人の目にも映ずる所、瞽者盲女の群ならざる限りは、天下に其の美麗なるを認め得ざる者はあらざるべし。されば當時の人とて、自から求めて山に入り谷を廻りて、深き穿鑿をこそせざらめ、目前河邊の沙上に顯はれ、淺き水底に見え透きては、何如に恬淡寡欲の人なりとも、且つは不思議にも思ひ、且つはうつくしとも感じて、などか一度は手に取りても見ざるべき。既に手に取りたる上は、人の常情として、掌の上

に載せても見つらん、火の中に打ち入れ焼きても見つらん、捻りても打ちても、又押しつぶしても見つらん。かくして其質の硬軟をも知り、輕重をも知り、又焼きても燃えず、燃えねど熔け、熔くれど色變へず、唯に色變へぬのみかは、屢々焼き屢々鍊りて、益々光を増す事をも知りつらん、是黄金の特色にして、容易に人に知らるゝ所なればなり。銀に至りては、色澤光彩、黄金よりは劣りたり。銀に稍々之に次ぐの良材、發見の端緒は、如何なる機會に因りけん、今は明に知られねど、是將た必然るべき發見の徑路ありて、自然發見の時機に到達せし者ならん。さて此金銀は、衣食の料にはならずとも、世には衣食に逐はるゝ人のみにあらざれば、うつくしとは取り出され、弄びもて扱はれて、終には粧飾の用といふ事に定まりつらん。是禹貢に明記せらるゝ事となれる所以にして、是等の礦物を産出する地方に於ては、早くの世より疾く發見せられて、世に珍らしき良質美材の土宜と思はれしかばこそ、やがて貢物として定められたるなれ。但禹王の時は、菲飲食而致孝

乎鬼神、惡衣服而致美乎黻冕、卑宮室而致力乎溝洫(論語)の世の中なれば、天子の居とは云へど未だ善美を盡されず、土階三等、茅茨不剪の餘風、金門金屋、銀臺銀樓など、固より有らん様なし。されば禹貢には見ゆれど、某地方にはかゝる土宜あり、さる貢物ありといふのみにて、未だ金銀を多く採取したりといふにも非ず、又多く徵收せられしげにも非ず、唯々各地の特有物産、珍奇の貢品といふ事を注せられしに過ぎずして、未だ之を用ゐて貨幣になどは、思ひも寄らざりし所とぞ思はるゝ、されど神禹の子孫、必しも神禹ならず、神禹の心を心とする事能はず、數世の後には、果然神禹の心に背きたる奢侈の君も出で來たり、此時銅は既に實用の物となりて、鐘鼎其他の器具に用ゐられたれば、金銀はやがて其の粧飾の料とはせられつらん。未だ雕鏤鑲嵌と迄は行かずとも、いつしか鍍金などの法は、發明せられたりとおぼしく、桀王が時には、瓊室象廊、瑤臺玉牀をさへ作られたりと謂はれたり。想ふに此は後世其の暴政を憎むの餘り、附け加へられたる誣言にして、

事實は桀の時既に建築工作其他の技術、さばかり進み居たりしや否やは疑問なれども、鍍金鍍銀の器などは、恐らく盃盤酒器の類には早く用ゐられたる事とぞ思はるゝ。殷の政は質、周の政は文、かくは云はれながら、殷代の器所謂る商器に、鮮やかに鍍金鍍銀の跡ありて、商器は殊に此が爲めに目立ちて見え、鍍金銀の器は、殆ど皆商器なりと、人をして思はしむるに至る。是一世の作る所に非ず、是式の事は、殷代既に奢侈の内に入らず、累代の君皆之を行ひたりと思はる、況んや奢侈の君は、何如なる事をかせざるべき、紂王が玉杯象箸を作りたりといふも、無理ならず、金銀の器もなか無かるべき、風俗既に古に非ず、時代は明に華美に推移せるなり。丹を焼て水銀を得、水銀を鍊りて丹と爲す、最初は偏に不可思議に思ひて是唯仙人のみ爲し得る事とも思ひけん、其實此は何人にも爲し得る所、俗界の技巧者は、其れに輪を掛けて、其水銀を用ゐて、金銀を銅器に鍍飾する事に成功し、いつの世よりか早く行ひ來りし者なり。蓋上古は沙金を拾ひて黄金を鍊る、よし其

の捨得は多くとも、金坑を開採せしが如くは富饒ならず、需用多くて供給足らざれば、純金銀を以て、多數の器物を作らん事、王公貴人と雖協ふ可らず、故に鍍金術は、割合に早く發明せられしなり。

夏殷二代既に然り、況んや周人は文を尙ぶ、文物制度の備はる、古代に在りては、唯々周を盛なりとす、されば天子の輿馬車服及び寶器儀仗の類、蓋益々金銀を用ゐし處廣かるべし。尙書の牧誓に、王左杖黃鉞、右秉白旄とある、王は即ち周の初代武王にて、牧誓は所謂る商郊の牧野、即ち殷の紂王の都なる朝歌の郊外にて、相隨へる八百諸侯等に誓へる文、其時武王の左手に持ちたりしは、黄金の鉞、黄金とは云へど、其實は純金にて作れるには非ず、銅鉞に鍍金せる者なり。凡そ周代にて黄と稱する器は、大抵此類にて、黄目黄彝も此例なり。黄目とは祭神の禮器、鬱鬯の酒を盛り、降神の際之を用ゐて酒を灌ぐ銅器にして、人の兩目を鑄出し、之に鍍金を施したる、其目の殊に目立ちて見ゆるが故に、其色に因りて、此器を黄目

と名づけ、又宗廟の彝器なるが故に、黄彝とも云ひ、六彝の一とす、其目を黄にせるは、周禮の方相氏の追難の鬼面に、黄金四目とある類にて、方相氏のは恐ら金箔を押したる者なるべし。又此鬱鬯の酒を酌む勺を、玉瓚と云ひ、毛詩の旱麓に、瑟彼玉瓚、黄流在中とある是にて、黄流と云へるは其酌みたる酒を灌くに際し、勺の龍口より流れ出る酒の黄色に見ゆるが故にて、何の酒も大抵淡黄色なる中にも、之を殊に黄流として歌へるは、周禮考工記の玉人に、中璋七寸、射七寸、厚寸、黄金勺、青金外中朱とある鄭注に、勺謂酒尊中勺也とあり、黄金勺は、勺頭を黄金にて作る、(此勺の柄を圭にて作れるを圭瓚、璋にて作れるを璋瓚と云ひ、圭瓚も璋瓚も、其頭をば黄金にて作る、黄金とは云へど、是も鍍金なるべし)黄金勺より流れ出るが故に、其勺の色に映じ、其酒の色の黄に見ゆるとして、殊に其酒を黄流とは云へるなり。黄目黄流、黄とのみ云ひて、黄金の義となる、されば韓非子の解老に、隋侯之珠、不飾以銀黄とも云ひ、銀黄とは、銀と黄金となり、かく黄との

み云ひて黄金の義と解せらるゝに至りしは、黄金を用ゐる處多くなれるの證なり。又周南卷耳に、酌彼金彝、維以不永懷とある、此彝の如きは、大なる銅器の全身に、雷紋を鑄出したる者、後世にも其實物存在し、全體に鍍金銀したる、頗る美麗なる者もある事、西清古鑑などに徴しても其然るを知るべく、金と云へど純金には非ず、皆鍍金にて、古の黄金は多く鍍金に用ゐられし事知るべし。さて其鍍金銀をば、古に何と云ひしかと問へば、説文に錯金塗也と云へり、塗鍍古音同じ、金塗は即ち鍍金なり。漢の王莽が時に、金錯刀と云へる幣を發行せしは、歴史上に顯はれたる事實にして、其實物の今に現存せる者を目驗せしに、確に一刀と篆文を金字にて填めたり、是即ち錯にて、金字ならぬ者は贗物なり。小雅の采芣に、約軹錯衡、八鸞瑯々、大雅の韓奕に、淑旒綏章、簞蕭錯衡などある錯も、此と同じく金塗ながら、衡は輶端の横木、車の前方の横木なれば、鍍金とは云ひ難く、恐らく黒漆の地に、金漆の模様を畫きたるものなるべく、毛傳には錯衡は文衡也と云へり、

描金の花様を散らしなば、文衡とも云はるべきなれど、或は鍍金の鉸具を衡上に打ちたりけんも知る可らず。又金文毛公鼎にも、金甬<sup>○</sup>漕<sup>○</sup>衡<sup>○</sup>の文あり。漕<sup>○</sup>衡<sup>○</sup>は即ち錯衡なり、毛公鼎には尙此外に、金車<sup>○</sup>金踵<sup>○</sup>金蒙<sup>○</sup>金膺<sup>○</sup>などいふ文あり、采芑にも鉤膺<sup>○</sup>儻革<sup>○</sup>あり、韓奕にも鉤膺<sup>○</sup>鏤錫<sup>○</sup>、儻革<sup>○</sup>金厄<sup>○</sup>あり、是皆王の賜ひし車馬の具にして、鍍金描金等の色彩燦爛たりし者なりしげなれば、是恐らく天子の諸侯若くは功臣に賜ひし金路なるべし。周禮の春官巾車に、王の五路を説きて、金路<sup>○</sup>鉤<sup>○</sup>、繁纓<sup>○</sup>九就<sup>○</sup>云々、鄭注に、金路<sup>○</sup>以<sup>○</sup>金<sup>○</sup>飾<sup>○</sup>諸<sup>○</sup>末<sup>○</sup>、鉤<sup>○</sup>婁<sup>○</sup>頷<sup>○</sup>之<sup>○</sup>鉤<sup>○</sup>也、金路無<sup>○</sup>錫<sup>○</sup>有<sup>○</sup>鉤<sup>○</sup>、亦<sup>○</sup>以<sup>○</sup>金<sup>○</sup>爲<sup>○</sup>之<sup>○</sup>とあり、五路は天子の御車にして、其第一を玉路と云ひ、玉を以て飾れる最上の車、王の専用にして、此は臣下に賜はる事なきも、金路以下は、諸侯若くは有功の臣に賜はする事あり、采芑のは、宣王の將臣方叔に賜ひしなり、韓奕のも、宣王の韓侯に賜ひしなり、毛公鼎のは、某王といふ事は知られねど、王より毛公に賜ひし者、皆黄金を以て飾とす、是金路なるべし。想ふに當時の制、諸侯以下には、黄金を以て車馬

の飾とする事を許されず、唯々金飾車に乗る事を得るは、特に天子の恩賜に出づる者なるに因り、之に乗る事を得るは、無上の光榮として、詩人も美して之を歌ひ、自からも之を光榮として、鐘鼎を鑄て之を寶とし、之を後世に傳へし者とぞおぼしき。此金路を賜はらぬ諸侯は、黄金を用る事を許されねば、自然銀を用るし者と思はれ、秦風の小戎に、游環<sup>○</sup>脅<sup>○</sup>驅<sup>○</sup>、陰鞞<sup>○</sup>鑿<sup>○</sup>續<sup>○</sup>と云ひ、鑿<sup>○</sup>以<sup>○</sup>鞞<sup>○</sup>鞞<sup>○</sup>と云ひ、公矛<sup>○</sup>鑿<sup>○</sup>錡<sup>○</sup>と云ふ、同じく車馬の飾なれども金とも錯とも云はず。毛傳に鑿<sup>○</sup>白<sup>○</sup>金<sup>○</sup>也、續<sup>○</sup>鞞<sup>○</sup>鞞<sup>○</sup>也と云ひ、鄭箋に鑿<sup>○</sup>續<sup>○</sup>白<sup>○</sup>金<sup>○</sup>飾<sup>○</sup>鞞<sup>○</sup>鞞<sup>○</sup>之<sup>○</sup>環<sup>○</sup>と云ひ、白金即ち銀を用ゐて、鞞の環や鞞や錡やの車馬上の金具を、悉皆鍍銀せしにて、鞞は環の舌ある者、俗に云ふびじょう金、錡は鎗矛の柄の石突なり。此は諸侯の制にして、小戎は秦の襄公を美したる詩、當時秦は尙ほ微々たる者なりしから、僅に此の銀金具著けたる車馬に乗り、軍事に奔走するをも、無上の榮譽として、其美を歌はれし者なり、かく考ふる時は、詩の文句も、時世を知るには、大に益ある者なり。獨り此のみならず、小雅の瞻彼洛

突に、鞞琫有必とある毛傳に鞞容刀鞞也、琫上飾、必下飾也、天子玉琫而珧必、諸侯璆琫而璆必と云へり。毛傳の説は、必古傳説なるべし、此は刀鞘の飾を云ひ、琫は刀鞘の飾、必は刀鞘の飾なり、刀は前に在る方を尊重する者なれば、天子は刀鞘に玉を用ゐ、刀鞘に螺鈿様の者を用ゐる、珧は屨甲なり、貝類の眞珠質をいふ、璆は前にも云へる如く黄金なり、珠玉は黄金よりも、尊重せられしが故に、諸侯には唯と黄金を許して、珠玉を用ゐる事を許されず、是玉路は王のみの専用として、金路以下をば諸侯にも賜ふと同一意義にして、當時の制は珠玉を第一、黄金之に次ぎ、銀又之に次ぐ、不成文ながら大體かく定まりたる法式にて、粧飾に用ゐられたりしげなり。

以上は皆裝飾としてののみ用ゐられたる例なれども、單に粧飾とのみの意ならずして、黄金を用ゐる例もありと思はるゝ事あり。其は尙書に金縢の一篇あり、武王の弟周公旦が、其兄武王の爲に、疾病平愈を祈られし事を記せし文にて、縢は緘也、束也、藤蔓の藤も此義に同じ、藤は樹木にからむ

が故に、藤の名あり、されば金縢も、此祈願文を函に收めて、函の外を黄金の小繩にてからげたるが故に此名あり。韓退之の石鼓歌に、金繩鐵索鎖紐壯と云へる、其金繩を以て鎖紐するの例は、金縢以前には有りしや否や、後世には是が一の儀式となりて、舊唐書禮儀志に、古封禪儀、以金爲繩、而編玉簡、謂之策、藏策於玉匱中、纏以金繩、五周とあり。此儀はいつの代より始まれる事とは知らねど、周代以後の事なるべく、其纏ふに金繩を以てする五周といふ者、やがて所謂金縢なり。其策をば、禮儀志には玉簡と定められたれども、古代には必しも玉簡のみには限らざるべく、周禮の秋官職金には、旅於上帝、則共其金版と見ゆれば、封禪の儀には特に玉簡を用ゐられしかは知らず、祭天の告文必玉簡を用ゐらるゝにもあらぬげなり。金版の鄭注に、鉞金謂之版と云へり、説文に鉞の字無し、鉞は即ち前に云へる金餅の餅、其形狀の似たるより餅といひ、更に食品ならぬが故に、轉じて鉞に作れる者と思はる、扁平なる板金といふなり。古代のは目驗せざれば、何とも言ふ事能

はざれども、清朝のは見たる事あり。曾て游燕の際、天壇の祭天金策を見たり、確に黄金板にて、縦は六七寸、横は三寸許、厚さは一分足らず、此は全く純金製にて、細き金線にて、二三枚を上下兩處に編み付け、祭文をば鑄りて、藍字に填めたり、又此外に封禪ならねど、玉簡なるもありき。周公旦の願文は、果してかゝる金版に書かれしか、將た玉簡に書かれしか、今知るべき様も無けれど、當時尙周代草創の際にて、未だ禮樂制定も有らざりし比なれば、玉簡金版の何れなりしかは知る可らず、國外に黄金の小繩を用ゐてからげたりしは一定なり。此は人にも知らせず、秘め置かれたる者なれば、裝飾の用には非ず、其事を鄭重にするが爲めに、其儀節を大事とし、殊に貴重の黄金を用ゐし者なれば、其の金繩必純金なりし事と思はる。かく其事を鄭重にするが爲めに、黄金を用ゐる例もありて、周禮の地官掌節に、凡邦國之使節、山國用虎節、土國用人節、澤國用龍節、皆金也、以英蕩輔之とありて、其鄭注に、使節使卿大夫聘於天子諸侯、行道所執之信也と云へり。使節と

は使人を云へるに非ず、使者の證なる符節にて、唐代に至りても、驛使に銀牌を持たしめし事あり、此遺法ともいふべし。此は他國交渉往來の爲めに、他國をして我が使人を輕視せざらしめんとせば、先づ自から其使人を重視せざる可らず、之を重視するが故に、殊に貴重の金節を執らしむる者にして、専ら粧飾の爲めの用に非ず。質家の制は、かゝる細き處までは行き届かざれば、殷代などには、未だかゝる制は無かりしなるべきも、文家の周に於ては、かく細き處にまで注意あり。されば武王周公は、奢侈の君にはあらねど、其間に自然の差ありて、奢侈を行ふ意味ならで、いつしか殷代より多く、金銀を用る事となる、是亦周代の實に已む事を得ざりし勢なり。かく周代の中世頃までに、金銀の用途は、漸次益々多くなり來れる事明なれども、未だ曾て之を今の所謂の貨幣に、鑄造したるを聞かず、而るに管子に、黄金爲中幣と云ひしは、抑々何故ぞ。

### 貨と幣



近今我が邦人は、口を開けば直に貨幣と稱して大抵貨と幣との差、字義の相違と、語言の變化とを知らず、殆ど此二字を同義の如く心得、口にも云ひ文にも書けど、其實此は甚しき誤謬に陥れるなり。現に民國の學生等が主動者となりて、各處に反日會などいふ穩ならぬ名稱の下に、我が商品を目して仇貨と號し、盛に日貨排斥を高潮せるに非ずや。而も一として日幣排斥と稱せず、(一時北京に日幣排斥といふ事起りしも、其は日本政府の金幣を排斥せるに非ず、北京に於ける横濱正金銀行の發行せる兌換銀券のみを指せるなり、混同して論ず可らず)是明に幣と貨との區別にして、今少しく其故を説きて、以て管子の云ふ所を明にせん。

幣は原來物品の代價に充當する錢の義に非ず、(錢と云へば、直に方孔錢と思ふも亦誤見なり、所謂る通貨は皆錢なり、金銀銅を論ぜず、皆錢なり、彼國にては金貨を用ゐざるが故に、金貨には錢の名無けれども、從來諸外國鑄造の銀貨をば、盡く洋錢と稱し、壹圓のを大洋、十錢二十錢のを小

洋と略稱し、今は此稱呼に慣れて、自國鑄造の銀幣をも、すべて大洋小洋と通稱せり、試に思へ、管子は何とか云へる、以珠玉爲上幣、以黃金爲中幣、以刀布爲下幣と、かく明に云へるに非ずや。刀布は通貨なり、後來の方孔錢と其性質意義を同くす、されど古より貨具而寶龜と云ふ事はあれど、未だ曾て珠玉を以て通貨即ち錢とせし事はあらず、而も其を上幣とすといふ、是黃金の中幣も、錢と爲すの義に非ざる事知るべし。是に於て余は幣の字義に溯りて説かざるを得ず、説文に云く、幣帛也、从巾敝聲と、巾に従へる字なれば、布帛の類なる事明にして、此は絹織物を謂へるなり。但絹織物なりとて、自家用料の帛をば、幣とは稱せず、之を他人に贈るとか、若くは神に獻るとか、何れは禮物として出す場合に至りて、始めて幣の名は起るなり。されば孟子は恭敬者幣之未將者也と云ふ、是幣を出すの前、必先づ恭敬の念あるべきを云へるにて、恭敬の心無くして、單に物を贈るは、何の意なりや、貧者に物を恵むか、然らざれば心ありて人に賂ふかなるべし、縦令ひさ

る心無くとも、他人を乞兒扱ひにするか、賄賂取りの卑劣漢と看做せるかなりと、言はれんに、何の辭を以て之を言ひ釋くべき、是不恭なり、あるまじき事なり。故に幣には必恭敬の心を伴はざる可らず、恭敬の心無き者は、幣の意義を爲さざるなり。孟子又曰く、其君子實玄黃于匪、以迎其君子、其小人簞食壺漿、以迎其小人と、簞食壺漿の歡迎の意を表する者たる事は、何人も之を疑はざるべし、然らば其玄黃を獻ずるも、同じ此意にて、中心より歡喜して、迎へて之を捧ぐる、是恭敬なり、其意を表する獻物、是幣なり、玄黃は其幣の色なり。凡そ其人を敬し其人を愛すれば、其人衣食の或は足らざる事無きかを恐る、縦令ひ其人足らざる所無きも、最も富饒ならしめん事を欲するは、是人の情なり、故に幣を致すは情誼を盡すの謂なり。唯々食料は得易く、衣料は得易からず、故に貴人富者は主として衣料を贈り、賤者貧人は食料を贈る、長者の萬燈、貧の一燈、中心恭敬の至り、情誼は異ならざれども、貧者は禮を備ふる事能はざれば、禮に於ては衣料を贈るを主として、

之を幣と稱す。さて大抵禮は幣に玄纁束帛を用ゐる、束帛とは、純白の絹二卷を以て一匹とし、十卷を以て一束とするを常とし、染色絹をも用れば之を玄纁とす、玄は黒色、纁は淺紅色、玄三纁二の比例を以て、同じく十卷を一束とし、又玄黃をも用るなり。此は幣としての普通の例にして、高位貴人は、更に之に加ふるに數種の物を以てす、昔し禹、諸侯を會稽に會せしむ、時に玉帛を執て見ゆる者萬國と云へり、玉帛は即ち幣にして、玉を加へしは、益々恭敬の意を表せる者なり。玉を加ふるにも亦法あり、璧を加ふれば、之を束帛加璧と云ひ、束帛には多く璧を用るを例とす。かくて幣は束帛を基準として、何物を用るも皆之を幣と稱し、天子諸侯は、禮最も備はれるが故に、物を加ふる益々多く、玄纁束帛は、僅に其一にて、錦繡黼黻の類をも用ゐられ、玉も亦璧のみならず、圭璋等をも加へられ、更に又乘馬虎豹の皮をさへ、之に配合せられ、之を分ちて六幣とす。六幣とは、周禮の小行人職に、合六幣、圭以馬、璋以皮、璧以帛、琮以錦、琥以繡、璜以黼、此六物者、以

和諸侯之好故と云ひ、是天子最高の幣なり。圭璋璧琮琥璜、皆幣の内に入る、是管子が以珠玉爲上幣と云ひし所以にして、幣の所謂通貨の義に非ざる事至て明なり。されば幣は、狹義に之を解すれば、衣料たる玄纁束帛を指せども、廣義に之を解すれば、衣料を始として、凡そ恭敬の心を以て之を行ひ、之に加ふるに玉璧圭璋のみならず、馬を以てするも、將又虎豹の皮を以てするも、加ふれば加ふる程、敬意の益々加はる理にて、皆幣と稱する事を得るなり。此義を今一層推し廣めて往けば、黄金を以て之に加ふるも、亦幣と稱する事を得べし、是管子が、第二に以黄金爲中幣と云ひし所以にして、上古には黄金を禮物として、人に贈りし事は聞えねど、後世に至りては、盛に行はれし者なり。上流の人の、専ら黄金を幣とする世には、下流に於ては、當時の通貨たりし刀布を用ゐて、人に贈りし事も、自然あるべき道理にて、やがては又さしも敬意の伴はぬ幣物も起り來りし事知るべく、さて管子は以刀布爲下幣とは云へるなり。かゝる時世の變遷に因り、澆季の代とな

りては人々黄金を好むの心より、黄金を幣とする路開けて、幣の原意たる恭敬の意は、言ふに及ばず、玄纁束帛は、顧る人もなく、終には唯々黄金の多寡に因りて、人の交情にも、冷熱を異にするに至り、幣とては唯々黄金を問ひ、甚しきは黄金をのみ幣と思ひ、降りては通貨を幣と云ひ、幣は必しも黄金にも限らざるに至る。是に至りて幣は必しも人に贈らず、一轉して自用の者も幣といひ、敬意も何もある者ならずなり來る、幣の名の墮落、此に至りて極れり。されば今日彼國にて鑄造する通貨を、皆國幣と云ひ、他國の鑄造せる者を洋錢といひ、又外幣と云ひ、彼國の現本位貨たる一元銀をば、正幣と云ひ、銅貨及小洋をば、總て輔幣と云ひ、我が邦の鑄造せる金銀貨に對しては、總て之を日幣と云ひ、日貨は公然大聲疾呼して排斥しながら、日幣は大歡迎にて、暮夜若しくは裏門より廻りて、息借日幣幾千幾百萬圓などいふ聲の聞ゆる事も、一再の事ならず。此皆幣と貨との相違なり、然らば貨とは如何なるものか。

説文には貨の字あれども、古文には貨の字無く、

化を用ゐて貨とす、是古刀布の文の證する所、即ち此字を解すべき關鍵にして、貨は變化の義に外ならず。何に故に貨は變化の義なりや。昔神農氏始て日中に市を爲す、市は有無を貿遷する處なり。貿は貿易なり、遷は遷移なり、我が物を以て、彼の物と取り易へ、彼方の物を、此方に移し、若しくは此方の物を、遠方に移し、遠方の物を此方に移し來る、是皆貿遷にして、有無相通じ、餘りあるを以て足らざるを補ふの意を以て之を行ふ者なり。但最初の市は、未だ所謂通貨あらず、人々自から作れる物品を以て、手を交へて交換せし者にして、所謂物々交換なり、されば未だ商人といふ兩者の間に立ちて媒介を行ふ者はあらざりしなり。如何にして神農氏は、かゝる事を始めしかと云はゞ、神農は其稱號の如く、農耕を教へて民を導きし君、天下の人、其恩惠を受くる神の如し、故に世に神農と稱せらる。神農以前に在りては、人未だ農業を知らず、皆天然物を採りて衣食とし、衣食を求むとは、人々自から弓矢を取り、野山をあさりて、鹿豕狐兔の類を捕へて、其肉を食ひ、

其皮を着るか、然らざれば草木の果實花葉を食ひ、其葉を綴り、若くは其纖維を抽きて、編みて衣とするか、何れにもあれ、人々自から山野を跋涉せざれば、一食一衣も得る事能はず。其が中には猛獸毒蛇に遭ひて斃るゝ者も少からず、或は又毒草毒果を食て死に、又は今に至りて未開の地には、何の草木に拘はらず、芒刺多き者にて、履もなき跣足の野人は、是等に足を踏み抜き、身體を傷つけ、日々生血の滴るを見し事多かるべし。神農氏は之を可憐なる事と思ひ、かゝる危険を避け、かかる苦境を脱せしめんが爲めに、殊に平地に於て、衣食を得せしむる法を考へ、先づ草木の利用を謀り、日常衣食の料としては、第一に五穀蔬菜の類を發見し、次に麻を得、土地を開墾して、是等の物を栽培せしめ、又次に盡く草根木皮を嘗めて、毒あると否とを察し、毒物なりとも、毒を以て毒を制すべき者は、收めて之を存し、此に因て醫藥の方をも創めたり。是既に非常の善政なり、莫大の恩惠なり、然れども天下盡く農となり、男子は必稼穡に勉め、婦人は必紡織を事とし、人々其力

に食み、家々衣食に不足なしと雖、得る所は唯々五穀と麻布とのみにして、此二種は餘ありと雖、其餘一物を得る事能はざれば、天下の人皆之に苦しまん。且つ耕すには耕具を要し、織にも織具を要す、是等の器具を、人々自から作りて用るとせば、是又耕織の妨碍たらざるを得ず、況んや此外日常必要の具も亦多きをや、其不便知るべきなり、されば孟子に云く、百工之事、固不可耕且爲也。是に於て神農氏は更に工業を教へ、農工各々専門の道を開き、工業者をして、耕具織具其他日用必需の物を製造せしめ、さてこそ市を設けて農工兩者をして交易を爲さしめしなれ。されば農家は衣食の料餘ありて、器物の足らざる憾なく、工業家も亦自から稼穡紡織を行はずして、衣食の資に事缺かず、兩者互に利ありて害なく、共に益して損せず、五穀麻布は、化して耕具織具ともなり、其他の必要器物ともなり、工業家製作せる器物は、化して米麥麻布食ふ可く衣るべき物となる、是化の名の起る所以にして、化は人々其の製作せる所の物品を以て、各自欲する所の者に變化せしむる

所に在り。かくて其後此の貿遷は漸次發展して、近きより遠きに及ぼし、利の在る所は、人の趨く所にて、終ては千里を遠しとせずして至る者あり、平原の者を、平原にて、移動するは最初にて、やがては山なる者を海邊にて取り換ふる事も、海なる者を山上に持ち運ぶ事も起り、其極交易も亦一の専門の業となりて、農工の外に立つ、是商賈の初なり。物々交換の時は、郷里遠きに出でず、故に粗重の物を持ち往き、持ち歸るも、さしも難からざりしかど、千里貿遷となりては、輕物精物を齎らすに非ざれば、運送の費に堪へず、是より物物交換の風は漸く廢れて、始て貝貨の必要起れり。貝貨の創始は、帝嚳の時代に在りと云へば、至て古き事にして、堯舜以前に在り、財寶賣買賄賂其他、凡そ貝に従へる文字は、大抵是より以後に作られし文字にして、多くは倉頡も知らざる所、貨の字の如きも其一なれども、此は最も新しくして、李斯の小篆を作りし時、變化の化と分離し、始て貝を加へて貨財の正字とせし者の如し。貨の字の成立は、かゝる徑路に因りて生れ出でたる者なれ

ば、幣の字義とは大差あり、幣の初には恭敬の意の伴ひし者なれども、貨の成立には、互に變化せしめて、有無融通便益を得るを主として、始より恭敬の意を伴はず。さて貨は原意變化に在れば、物々交換時代に在ては、農工兩者各自持ち寄り交換する所の者、皆貨なり、貨は即ち物品なり、交換の目的物是なり、商人其間に介在するに至ても、此義は猶變ずる所なく、商人賣る所の物品、固より貨なり、需要者支出の、物品の代料たる貝も亦貨なり、何となれば、商人は物品を以て貝に化し、需要者は貝を以て物品に比する事を得ればなり。故に此意味に於て行ふ所の者は、當時の貝も、其後鑄造せられし刀布も、方孔錢も、半兩五銖は云ふに及ばず、黄金を用ゐて賣買するに於ても亦同じ、之を財貨と稱し、今の通貨の義なり、孟子曰く、無處而餽之、是貨之也、焉有君子而可以貨取乎と、此貨は齊王の孟子を引き留め置かんとし、贈れる黄金を指したるにて、俗に所謂足留金なり、孟子は足留金などを、難有く頂戴して、をめをめと拘束を受くる乃公にはあらざるぞと、喝

破せるにて、此貨は正しく財貨を指せるなり、今の人に分りよく言へば、金錢の事なり。かく金錢の事を、貨とも云へど、多くは金錢を以て買はるる物品を、貨とは云ふなり、史記呂不韋傳に、子楚、秦諸庶孽孫、質於諸侯、車乘進用不饒、居處困、不得意、呂不韋賈邯鄲、見而憐之曰、此奇貨可居とあるは、頗る有名なる語にして、世に人の知らざる事無き程の文句なるが、奇貨可居の四字を、我が現代語に譯しなば「此奴は旨い代物だ、仕入れて置いたら儲からう」といふ意義なり。呂不韋は、天下を賭けての大博奕打ち、他日は秦の相國、實は始皇帝の内々の父といふ空前絶後の大山師なれば、まだ部屋住みの莊襄王などは、うぶのお坊つちやんと看做して、之を商品扱ひにし、よい金儲けの蔓が見付かれりと、横手をはたと拍ちし者にて、此貨は正しく商品なり、かく貨の字は、商品にも、商品の代料たるべき通貨にも、何れにも用ゐらるべき語なれども、何れに用ゐたりとも、此語の内には、何等敬意を含まれず、是幣と貨との相違の在る所にして、幣は恭敬の意を表

する禮物なり、貨は相互の交換物品にて、自他の利益の爲にする敬意の伴はぬ者なり。同じく物品を取り遣りするにも、丁寧なる辭令を用ゐ、鄭重なる儀節を備へし者は、是幣なり、相當なる代價を拂ひ、物品を受取り若しくは送り込ませ、買ふ者金持面をし、賣る者一寸口前でお世辭位いふ、是貨なり。かく貨と幣とは、同一ならぬ意義を有する者なれば、之を同一視して、一口に貨幣貨幣と云ひ去るべき者に非ず、されば彼國に於ては、幣と貨とは判然區別し、今古語意の變化はあれども、猶同一様に用ゐずして、禮意を含める者は、勿論幣なれど、禮意の籠らぬ者も、政府の鑄造して通用せしむる銀製銅製の、所謂通貨は、幣と稱して貨と稱せず、同じく銀銅にても、銀錠銅斤の類、商店に於て賣買する品ならば、皆商貨にして幣に非ず。されば黄金細工の者を金貨、銀細工の者を銀貨、銅製の者を銅貨と云ひ、金幣銀幣銅幣とは、其意義を異にし、此點に於て我が國と非常の差を生ず。猶詳に之を言へば、北京製造の商品を京貨、南方製造のを南貨（以上北京にて從來の

語）廣東製造のを廣貨、すべての舶來品を洋貨、殊に日本品を日貨、自國製品を國貨など、各地各地に分けても言ひ、又物品々に掛けても云ひ、金銀珠玉の類をば、概括して紅貨と云ひ、（紅は目出度き意、幸運などの意を有す）毛皮類は皮貨、綿布類は布貨、吳服類は疋頭貨、（綢子緞子類は疋を以て數ふればなり）油には芝麻油菜子油荳油花生油桐油など甚だ類多し、之を總て油貨と云ひ、酒も亦類多くして、南方浙江省を本場とせる南酒、紹興酒女貞酒花雕酒、北方にては黃酒燒酒、是等を總て酒貨と云ひ、紙にも亦、川紙あり、宣紙あり、竹紙あり、藤紙あり、粉連紙あり、毛邊紙あり、總て紙貨と云ひ、其他鐵貨（金物）磁貨（瀬戸物）糖貨（砂糖又菓子）線貨（絲類）至て粗雜なる者には山貨あり、（荒物）零々碎々なる者には雜貨あり、是等の商品を一切取り總て、一大商店内に賣る者あれば、其は百貨莊なり。かく貨と幣とは、判然別異の意義を有する者なるに、口を開けば同文同種など云ひながら、一向に是等の事さへ分らぬげなるは、如何にせし事か。されど是等の事は

猶可なり、世に最も可笑しきは、北京には六國借款團とか何とかいふ團體ありと、屢々新聞紙上に報道せらるゝ様なるが、我が國もどうやら其内に加はれるかの由、何とて我が國は左様の團體に仲間入りして居るにや。借款とは借金の事を、體裁よく云へる語なり、金を貸す事には非ず、借金と金貸とは、正反對の語なる事は、何人も知らざる事は無かるべし。日英其他の諸國は、支那に對して貸金こそすれ、恐らく一國も、支那から一文たりとも借金をし、若しくは借金せんとする者はあらざるべし。然らば此は借款團には非ず、放資團なり、債權者の癖に、自から債務者を以て居る、何たる馬鹿々々しさぞ、是にては支那が利息を拂はぬも、無理には非ず、我が國にも此位の事を辨へたる者は、幾らも居る筈、さても笑止や。昔より文字の愚弄といふ事は、朝鮮などにさへ屢々受けたる經驗ある我が國なれど、是は又自から進んで文字の愚弄に掛れる者、文字を知らざるも亦甚だし。

中 島 竦